

監査法人の異動に伴う 監査報酬額の変動率は 監査法人規模によって異なるか

伊 藤 公 一

はじめに

近年、上場企業が監査法人を変更することは珍しくなくなった。また中小規模の監査法人が大規模法人にとって代わるという事例が多いようである。監査人の異動件数の増加という現象の底で何が起きているのだろうか。それを明らかにするために、まず監査人の異動理由を分類整理する。また監査法人の変更に伴い監査報酬額はどのように変化するのかを監査人の規模別に明らかにする。監査報酬額の変化は監査人と取締役の交渉力の変化も反映すると思われる。監査人と取締役との交渉力の変動は役員報酬額の変動にも表れる可能性があるため、追加的に監査人交代に伴う役員報酬額の変動も調べる。これらを通じて監査人異動件数の増加の含意を考察する。なお監査人の異動と監査報酬額に関する研究は、Palmrose (1986) や Simon and Francis (1988) など多数存在する。

1.1 背景

不正リスク対応基準は2013年に制定された。その前後にオリンパス（2011年）と東芝（2015年）の不正会計がそれぞれ発覚した。この時期に上場会社

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）の監査の厳格化が始まり，監査報酬額と監査時間の毎年の前年比増加が始まった。日本公認会計士協会の「監査実施状況調査参考資料」（2023年2月17日，5頁）によれば，総監査報酬額時間および総監査時間は，2014年以降2021年度まで前年比100%超が継続しており，監査厳格化による報酬額と時間の増加が続いている。

欧州では，経営者と監査人の長期の継続的關係が監査の有効性を侵害するとの認識が広く認知され，2016年に10年を上限とする監査事務所の強制ローテーションが制度化された。しかしわが国では事務所の強制的ローテーションの導入は見送られた。任期途中の監査人交代は投資者に対する負のシグナルとなりうるため，有価証券報告書を作成・開示する企業は多くの場合監査人交代の理由を「任期満了」としてきた。しかし2019年1月22日から東証の『会社情報適時開示ガイドブック』において監査人の異動理由の実質的開示が要求され始めた⁽¹⁾。「任期満了」だけでは外部から異動の理由事情が分からないからである。また「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年内閣府令第3号）が2019年1月31日に公表され，2020年3月期から上場企業の有価証券家報告書に監査継続年数を記載することも義務付けられた。したがって現在は上場企業の監査人異動の理由を具体的に知ることができる状況にある。

近年の監査法人に関する動向を概観するために，監査法人に関する日本経済新聞の主だった記事の見出しを時系列で並べると次の通りになる。

| | | |
|-------------|----------------|--------------------------|
| 2019. 12. 7 | 監査法人，人手不足が深刻 | 東芝不正会計後に業務増大 |
| 2020. 1. 14 | 監査法人の交代制見送り | 金融庁，企業負担増に配慮 |
| 2020. 1. 18 | 監査法人，10年超継続が7割 | 交代で質の低下を懸念 味の素68年，三井不58年 |

(1) 税務研究会（2019a），4頁。

| | | |
|-------|-------|---|
| 2020. | 2.13 | 米「監査法人の番人」に逆風 PCAOBをSEC吸収 |
| 2020. | 8.9 | 会計不正5年で3倍, 粉飾や資産流用 統治実効性課題 |
| 2021. | 3.2 | 監査時間, 10年で2割増 開示拡充や監査厳格化で |
| 2021. | 3.31 | 監査法人「ビッグ4」再編の足音 なれ合い防止がカギに |
| 2021. | 9.10 | 中小監査人シェア, 2割超に上昇 大手寡占が転機 監査の質, 確保に課題も |
| 2021. | 9.24 | 4大監査法人, 21年度3%増収 コロナで作業増加 |
| 2021. | 12.23 | 金融庁, 監査法人の「登録制」法定化 会計士は最低5人 |
| 2021. | 12.27 | 東証再編「負担重い」, 中小は非上場に動く MBO最多 |
| 2022. | 3.13 | 「50年以上同じ監査法人」上場企業1割 なれ合い懸念, 変更の動きなお鈍く 平均22年 |
| 2022. | 4.5 | 中小監査法人, 登録制で選別へ 運用の厳格さがカギに |
| 2022. | 5.11 | 改正公認会計士法成立, 監査法人の登録制導入など |
| 2022. | 8.20 | 企業の監査法人の交代, 最多の228件 報酬安い中小に |
| 2022. | 8.24 | 監査法人を直接監督へ 金融庁, 専門部署を設置 |
| 2022. | 11.17 | 中小監査法人に統治指針義務付け ずさんな体制にメス 中小については24年7月から指針の適用を原則義務化 |
| 2023. | 3.28 | 中小監査法人を厳格審査 会計士協会, 法改正で監視強化 |

上掲のように、約2年間で記事見出しのニュアンスは同一監査人の長期継続に対する肯定的表現から否定的表現に変化しているようにも見える。また、中小監査法人の担当数増加に伴い中小法人に対する品質管理が問題になっている。

1.2 過去15年間の監査人異動件数

つぎに過去の監査人異動の件数を見る。『週刊経営財務』の記述を参照して過去15年間の監査人交代件数総数、および大手監査法人からの交代のみを抜き出して示すと次の「図表1」のとおりになる。大手から中小への異動件数は、2016年以降増加に転じ、特に2021年から急増している。

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）

図表 1 過去15年間の大手監査法人からの異動件数および
監査人の異動総件数推移

| | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大手→大手 | 18 | 21 | 18 | 26 | 13 | 16 | 18 | 19 | 32 | 26 | 29 | 25 | 26 | 22 | 16 |
| 大手→準大手 | 26 | 21 | 14 | 10 | 10 | 13 | 13 | 6 | 12 | 19 | 25 | 25 | 28 | 41 | 50 |
| 大手→中小 | 46 | 48 | 18 | 14 | 11 | 12 | 11 | 7 | 12 | 20 | 29 | 30 | 42 | 95 | 108 |
| 交代 | 130 | 135 | 100 | 101 | 56 | 83 | 82 | 70 | 90 | 112 | 114 | 142 | 142 | 222 | 231 |

（出所：税務研究会（2018a），2-3頁，同（2019b），5頁，同（2020），6頁，同（2021），6頁，同（2022a），7頁，同（2023），14頁から抜粋して筆者作成）

2. 研究方法

2.1 最近の監査人の異動について、EDINETで各企業が開示する監査人の異動に関する臨時報告書を検索した。2021年4月1日から2023年3月31日までの2年間に公表されたものを対象と指定したところ518件（訂正臨時報告書等4件は除外）が該当した。なお上掲の『週刊経営財務』のデータは1月1日から12月31日までを区切りとしており、重複する期間を含むが期間区切りは異なっている。

2.2 2年間の監査人が交代したケースについて、新任の監査法人の属性により、四大監査法人（EY新日本，トーマツ，あずさ，PwCあらた），準大手監査法人（仰星，三優，太陽，東陽，PwC京都），およびそれ以外の中小監査法人の三区分に分類したうえで、臨時報告書に記載された監査人の異動理由を分類し、各件数を数えた。監査人から辞退の申し出があったケースについては、まとめて「監査人から辞退」とした。その他の理由については、特に頻出する用語の件数を数えた。

2.3 監査報酬額はクライアント企業の取締役と監査人の交渉により決定され、その結果は監査報酬額に現れる。この金額の変動は、取締役と監査人の交渉における力関係を反映していると考え、監査人の異動のあった企業について有価証券報告書を参照し、前任監査人担当の最終年度（「当期」と表記）

および、その前年度（「前期」と表記）、並びに新任監査人の初年度（「翌期」と表記）（3か年分）の監査報酬額を調べ、その変化率を算出した。直近1年分については新任監査人の初年度有価証券報告書がまだ存在しないため、上掲2年分のうち、2021年4月1日から2022年3月31日までの1年分のみを対象とした。なお、いずれも監査証明業務報酬額のみ集計し、ネットワークファームの報酬等は度外視した。まず前任最終年度と新任初年度の監査報酬額の差額及び変化率を算出した。例えば、前任最終年度報酬額が20百万円、新任監査人初年度監査報酬額が25百万円であれば、当期と翌期の差額（3.2.1で後述の「当翌差額」）は5百万円であり、変化率（後述の「当翌比率」）は25%である。

2.4 つぎに翌期と前期を比較して同様に算出する。このような比較を行う理由は次の3点である。①「当期」（前任最終年度）には監査人の異動の原因となった事情により報酬額が増加している可能性がある。②「翌期」（新任初年度）において新任監査人は被監査企業に関する知識がないため継続時より多くの費用と時間を要し、その増分が報酬額に転嫁される可能性がある。③新任監査人は監査契約獲得のために契約時に報酬提示額を低く抑える可能性がある。

監査人と経営者の交渉の過程を経て決定される監査報酬額は、両者の力関係によってその変動の様相が異なると予想される。監査人が異動する場合、異動がどちらからの申し出によるものであるか、また、新任監査法人の規模がどのようなものであるかによって、報酬額の変動の姿は異なるかもしれない。そこで、監査法人の規模、および異動理由が監査人からの申し出か、クライアント側からの申し出かによって分けて分析を試みる。

2.5 これと併せて、前任監査人の最終年度（当期）における取締役の役員報酬額、および新任監査人の初年度における取締役報酬額の総額も調べた。監査人と取締役の力関係は、監査人の規模によって異なる可能性がある。四

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）
 大監査法人及び準大手監査法人に対応する場合と中小監査法人に対応する場合の取締役の役員報酬額は、外部の監視者でもある監査人が異動することによって、取締役の行動が変化した証拠になる可能性があると推測されるためである。

3. 結果

3.1 監査人異動理由の分類

監査人異動の理由は「図表2」のように分類される。臨時報告書に記載されている監査人が異動した理由は、単一ではなく複数が記載されている場合が多いため、合計件数は臨時報告書の数を超える。2年間に提出された臨時報告書518件に記載された企業側が監査人を再任しなかった理由は、「長期継続」が最も多く225件、「当社の規模に見合った監査対応」213件、「監査報酬」165件、「監査費用」161件である。

図表2 監査人の異動理由

| 臨時報告書 2021.4.1～2023.3.31 | 件数 | 518件中 比率 |
|-----------------------------|------|-------------|
| 長期継続 | 225 | 43.4% |
| 規模に見合った監査対応 | 213 | 41.1% |
| 相当性 | 194 | 37.5% |
| 監査報酬 | 165 | 31.9% |
| 監査費用 | 161 | 31.1% |
| 監査人から辞退 | 69 | 13.3% |
| 合計 | 1027 | 184.9% |

（筆者作成）

また、「相当性」という語を用いたケースは194件あった。この相当性は「監査費用（又は報酬）と監査対応の相当性」という表現において用いられ、四大・準大手から中小監査法人へ変更を行う企業の行う典型的表現であり、後で考察する。

3.2.1 監査人の規模別異動状況

2021年4月1日から2022年3月31日までに臨時報告書が提出された235件（元通貨単位が元表示のもの、および上場廃止等によりデータ非公表となったものを除外後の件数）の監査人の異動のあった企業について、前任新任の

監査法人を調べるとともに、前任監査人の最終年度（t期、「当期」とする）の監査報酬額、および新任監査人の初年度（t+1期、「翌期」とする）の監査報酬額を比較して差額を「当翌差額」とし、当翌金額を当期報酬額で除した比率を当期と翌期の変動率の意味で「当翌比率」とした。

また、異動の前の期すなわち当期（前任監査人最終年度）の1期前（t-1期、「前期」とする）の監査報酬額と新任監査人の最初の期（「翌期」、t+1期）の監査報酬額を比較し、差額を「前翌差額」とし、前翌差額を前期報酬額で除したものを「前翌比率」とした。

まず、監査事務所の異動に関する新旧監査法人の規模別分類は「図表3」のとおりである。

図表3 監査人異動に係る監査法人
区分の推移

| 前任 \ 新任 | 四大 | 準大手 | 中小 |
|---------|----|-----|----|
| 四大 | 28 | 45 | 97 |
| 準大手 | 2 | 3 | 11 |
| 中小 | 2 | 4 | 43 |

事務所規模別の異動パターンは、上掲の通り、四大（EY新日本、トーマツ、あずさ、PwCあらた）から四大28件、四大から準大手（仰星、三優、太陽、東陽、PwC京都）45件、四大から中小97件、

準大手から四大2件、準大手から準大手3件、準大手から中小11件、中小から四大2件、中小から準大手4件、中小から中小43件である。より規模の大きい監査法人への異動が非常に少なく、四大から中小への異動が最も多い。

3.2.2 監査人の異動理由

つぎに、新任監査法人の規模ごとに、クライアントから契約の更新を拒否したケース（監査人から辞任申出以外、以下「クライアント決定群」とする）の異動理由を集計した。

「図表4」中、「規模」、「相当性」、「対応」は実質的に同じ理由の文脈で現れる表現である。すなわち、典型的には、「当社の事業規模に見合った監

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）

図表4 新任監査法人の規模別異動理由
（クライアント決定群）

| 理由 | 四大 | 準大手 | 中小 |
|-----|----|-----|----|
| 長期 | 23 | 32 | 52 |
| 規模 | 2 | 27 | 73 |
| 相当性 | 1 | 25 | 62 |
| 対応 | 2 | 25 | 59 |
| 報酬 | 3 | 19 | 58 |
| 費用 | 1 | 22 | 57 |

（筆者作成）

査対応と監査費用の相当性について他の監査法人と比較検討した結果、新たに「～監査法人を選任いたしました」のような表現で、暗に前任監査法人の監査の程度は過剰であり、費用・報酬額も過剰であったという判断を下したことを示

すことが多い。なお複数の異動理由が挙げられることが多いため、図表中の用語の合計数は件数とは一致しない。新任が四大監査法人の場合は、「長期」が最も多く、準大手の場合も「長期」が最も多い。しかし準大手の場合は、四大と異なり「規模」、「相当性」、「監査対応」という理由も長期に次いで多い。新任が中小監査法人の場合は、「規模」が最も多く、「相当性」が次に多く、「対応」、「報酬」、「費用」などがそれに次いで同程度に多い。

3.3.1 監査人異動企業の監査報酬額の変動

監査人に異動のあったケース全体の前期報酬額、当期報酬額、翌期報酬額、並びに当翌差額、当翌比率、前翌差額、前翌比率の平均値、標準偏差等は「図表5」のとおりである。

すなわち、235件全体の監査報酬額の変動につき、当翌差額平均は-9.69百万円であり、新任監査人初年度の監査報酬額は、前任監査人最終年度監査報酬額より平均で969万円減少している。また、当翌期比率（当期と翌期の比率、前任最終年度と新任初年度の監査報酬額差額を前任最終年度報酬額で除した変動率）の平均は-6.58%であり、異動後初年度の監査報酬額は、平均で前期（前任監査人の最終年度）監査報酬額の6.58%減少している。また、前翌差額は1.76百万円、前翌比率（前任最終年度の1期前（「前期」）と新任

図表5 監査人異動企業全体の監査報酬額

| 全体 | 前期報酬額 | 当期報酬額 | 翌期報酬額 | |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 44.57 | 56.44 | 47.42 | |
| | 当翌差額 | 当翌比率 | 前翌差額 | 前翌比率 |
| 平均 | -9.69 | -6.58% | 1.76 | 3.66% |
| 分散 | 7854.9976 | 0.0732 | 1712.9038 | 0.1555 |
| 標準偏差 | 88.63 | 27.06% | 41.39 | 39.44% |
| プラス件数 | 63 | | 104 | |
| マイナス件数 | 152 | | 114 | |
| 同額件数 | 20 | | 17 | |
| 全体件数 | 235 | | 235 | |

(筆者作成)

初年度の差異を前期で除した比率)平均は3.66%である。つまり前期(前任監査人の最終年度の1期前)と比較すると、新任監査人の初年度の監査報酬額は平均で1.76百万円増加しており、それは前期報酬額の3.66%増加に相当する。このように全体平均で見ると、監査人異動直後は前任監査人最終年度よりも監査報酬額は減少するが、その額は異動1期前(前期)と比較すると増加している。

監査法人が異動した年度は、引継コストの発生等により通常より監査費用が高くなっている可能性があるため前翌比率は正の値をとるはずである。前翌比率について235件のうち、異動の次年度(翌期)の監査報酬額が異動の前年度と比較して増加した(前翌差額が正の値をとる)企業は、104社、減少していた(負の値)企業は114社であった。

3.3.2 監査人申し出かクライアント決定か

監査人異動の理由が監査人からの辞退申し出かクライアントからの再任拒否であるかによって、異動後の監査報酬の変動の様相が異なる可能性がある。そこで、この235件から監査人から辞任の申し出のあったケースのみを取り出して上掲と同じ項目を集計すれば「図表6」のようになる。

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）

図表6 監査人から辞退を申し出た企業の監査報酬額

| 監査人辞退 | 前期報酬額 | 当期報酬額 | 翌期報酬額 | |
|--------|------------|-----------|-----------|------------|
| | | 58.57 | 124.07 | 64.83 |
| | 当翌差額 | 当翌比率 | 前翌差額 | 前翌比率 |
| 平均 | -59.25 | -6.62% | 6.25 | 18.98% |
| 分散 | 52991.6256 | 0.1058957 | 2301.1825 | 0.63859586 |
| 標準偏差 | 230.20 | 32.54% | 47.97 | 79.91% |
| プラス件数 | 11 | | 15 | |
| マイナス件数 | 12 | | 8 | |
| 同額件数 | 3 | | 3 | |
| 全体件数 | 26 | | 26 | |

（筆者作成）

また、クライアントから契約の更新を拒否したケース（監査人から辞任申出以外、以下「クライアント決定群」とする）のみをまとめたものが「図表7」である。

図表7 クライアントから異動を決定した企業の監査報酬額

| 監査辞退除き | 前期報酬額 | 当期報酬額 | 翌期報酬額 | |
|--------|-----------|----------|-----------|-------------|
| | | 43.26 | 47.93 | 45.27 |
| | 当翌差額 | 当翌比率 | 前翌差額 | 前翌比率 |
| 平均 | -3.52 | -6.58% | 1.20 | 1.75% |
| 分散 | 1896.3616 | 0.069134 | 1636.8940 | 0.092154971 |
| 標準偏差 | 43.55 | 26.29% | 40.46 | 30.36% |
| プラス件数 | 52 | | 89 | |
| マイナス件数 | 140 | | 106 | |
| 同額件数 | 17 | | 14 | |
| 全体件数 | 209 | | 209 | |

（筆者作成）

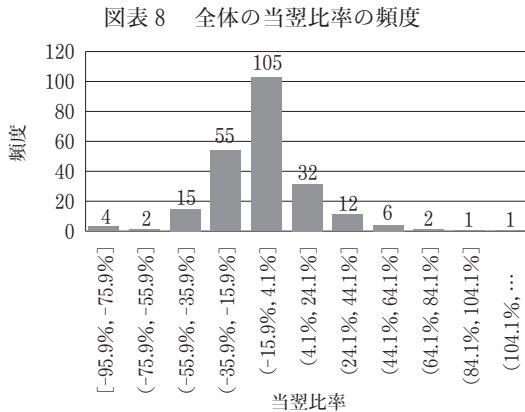
図表6と図表7のとおり、監査人辞任申し出群は、前期（前任監査員最終年度の1期前）から既に監査報酬額がクライアント決定群より大きく（58.57と43.26）、前任最終年度（当期）の報酬額の差はさらに増大している（124.07と47.93）。そして前翌比率（新任監査人初年度の監査報酬額の前任最終年度

に対する比率)も、クライアント決定群と比較すると大きくなっている(18.98%と1.75%)。監査人が辞任を申し出るとは、クライアントにとって自ら再任しないことを決定するより多くのコストを要する事態である。監査人とクライアントの交渉において、監査人が辞退を申し出た場合は、クライアントから契約終了を決定したケースよりもクライアントの立場が弱い可能性がある。しかし、統計的検定の結果からは当翌比率、前翌比率共に、両者に有意な差があるということではできなかった。

3.4.1 監査報酬変動率の分布

ここで再度、全体の監査報酬額変動率を眺める。「図表8」および「図表9」は、当翌比率及び前翌比率それぞれの度数分布を示している。歪度はそれぞれ0.535, 4.735であり、右裾の長い分布である。また尖度は、3.727と43.350である。

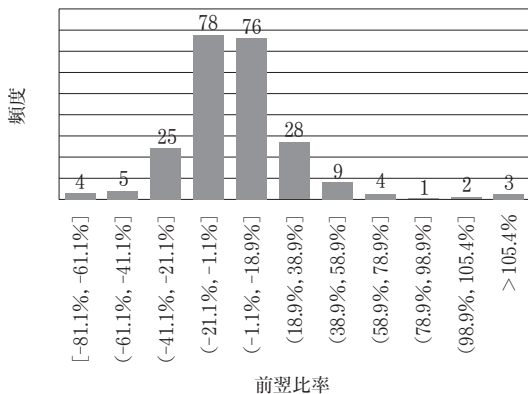
全体当翌比率の度数分布表の姿、および前翌比率のそれよりも左右に均等な姿から、新任監査人は、初年度には監査報酬額を前任監査人より低めに抑



(筆者作成)

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）
 えて請求しているか、又は、監査最終年度には、前任監査人の監査報酬額が
 増大している可能性が示唆される。この特徴は監査法人の規模によって異な
 るのだろうか。

図表9 全体の前翌比率の頻度



(筆者作成)

3.4.2 新任監査人規模別の監査報酬額の変動（当翌差額・比率、前翌差額・比率）

全体をさらに新任監査人の属性ごとに分けて検討する。すなわち、四大監査法人、準大手監査法人、その他監査法人の場合ごとに集計したものが「図表10」である。

平均値を見ると四大、準大手、中小ともに当翌差額<前翌差額かつ当翌比率<前翌比率となっており、また当翌差額、当翌比率、前翌差額、前翌比率ともに四大>準大手>中小となっており、かつ中小のみ負の値となっている。また監査人異動件数については中小>準大手>四大となっている。

図表10 新任監査法人規模別の監査報酬額の変動（金額は単位百万円）

| 翌期=四大 | 当翌差額 | 当翌比率 | 前翌差額 | 前翌比率 |
|--------|----------|---------|-----------|--------|
| 平均 | 11.94 | 11.34% | 18.72 | 22.84% |
| 分散 | 6708.84 | 0.1154 | 9031.5366 | 0.1579 |
| 標準偏差 | 81.91 | 33.97% | 95.03 | 39.74% |
| 件数 | 32 | 32 | 32 | 32 |
| 翌期=準大手 | 当翌差額 | 当翌比率 | 前翌差額 | 前翌比率 |
| 平均 | 0.54 | 2.78% | 1.76 | 11.54% |
| 分散 | 118.80 | 0.0500 | 398.11 | 0.0744 |
| 標準偏差 | 10.90 | 22.37% | 19.95 | 27.28% |
| 件数 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| 翌期=中小 | 当翌差額 | 当翌比率 | 前翌差額 | 前翌比率 |
| 平均 | -17.79 | -13.61% | -1.84 | -3.12% |
| 分散 | 10561.19 | 0.0575 | 540.83 | 0.1684 |
| 標準偏差 | 102.77 | 23.97% | 23.26 | 41.04% |
| 件数 | 151 | 151 | 151 | 151 |

(筆者作成)

3.4.3 当翌比率平均値の差の検定

当翌金額平均値および当翌比率は四大，準大手，中小で差があるように見える。そこで当翌比率，前翌比率それぞれ新任監査人が四大，準大手，中小の場合で互いに変動率が異なるのかについて検定を行った。四大と準大手，準大手と中小，四大と中小のそれぞれの変動率について，「平均値は互いに異なる」という帰無仮説の検定を行った。結果は「図表11」の通りであり，有意水準5%で新任中小監査法人の前任法人報酬額を分母とする報酬変動率（当翌比率）は，新任が四大の場合と準大手の場合それぞれに対して，当翌比率の平均値が有意に異なるとの結果を得た。この結果は，新任監査人が中小監査法人である場合の監査報酬額の前期と比較した変動率が，新任が四大・準大手監査法人の場合とは異なることを示唆する。すなわち監査人の異動後，中小監査法人が新任監査人となった場合は，四大・準大手が新任である場合よりも前任と比較した監査報酬額の減額率は大きいことになる。

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）

図表11 当翌比率の平均値の差の検定結果

| z-検定：2 標本による平均の検定 | | |
|-------------------|----------|----------|
| 当翌比率 | 四大 | 準大手 |
| 平均 | 0.113445 | 0.027843 |
| 既知の分散 | 0.1154 | 0.05005 |
| 観測数 | 32 | 52 |
| 仮説平均との差異 | 0 | |
| z | 1.26645 | |
| $P(Z < z)$ 片側 | 0.102676 | |
| z 境界値 片側 | 1.644854 | |
| $P(Z < z)$ 両側 | 0.205352 | |
| z 境界値 両側 | 1.959964 | |

| z-検定：2 標本による平均の検定 | | |
|-------------------|----------|---------|
| 当翌比率 | 四大 | 中小 |
| 平均 | 0.113445 | -0.1361 |
| 既知の分散 | 0.1154 | 0.05746 |
| 観測数 | 32 | 151 |
| 仮説平均との差異 | 0 | |
| z | 3.952187 | |
| $P(Z < z)$ 片側 | 3.87E-05 | |
| z 境界値 片側 | 1.644854 | |
| $P(Z < z)$ 両側 | 7.74E-05 | |
| z 境界値 両側 | 1.959964 | |

| z-検定：2 標本による平均の検定 | | |
|-------------------|----------|---------|
| 当翌比率 | 準大手 | 中小 |
| 平均 | 0.027843 | -0.1361 |
| 既知の分散 | 0.05005 | 0.05746 |
| 観測数 | 52 | 151 |
| 仮説平均との差異 | 0 | |
| z | 4.473507 | |
| $P(Z < z)$ 片側 | 3.85E-06 | |
| z 境界値 片側 | 1.644854 | |
| $P(Z < z)$ 両側 | 7.69E-06 | |
| z 境界値 両側 | 1.959964 | |

（筆者作成）

3.4.4 前翌比率平均値の差の検定

さらに前翌比率（新任初年度報酬額を前任最終1期前と比較した比率）についても同様に検定を行ったところ、やはり有意水準5%で中小は四大・準

図表12 前翌比率の平均値の差の検定結果

| z-検定：2 標本による平均の検定 | | |
|-------------------|----------|----------|
| 前翌比率 | 四大 | 準大手 |
| 平均 | 0.228448 | 0.115406 |
| 既知の分散 | 0.15792 | 0.07444 |
| 観測数 | 32 | 52 |
| 仮説平均との差異 | 0 | |
| z | 1.416745 | |
| $P(Z < z)$ 片側 | 0.078279 | |
| z 境界値 片側 | 1.644854 | |
| $P(Z < z)$ 両側 | 0.156557 | |
| z 境界値 両側 | 1.959964 | |

| z-検定：2 標本による平均の検定 | | |
|-------------------|----------|----------|
| 前翌比率 | 四大 | 中小 |
| 平均 | 0.228448 | -0.03124 |
| 既知の分散 | 0.15792 | 0.16841 |
| 観測数 | 32 | 151 |
| 仮説平均との差異 | 0 | |
| z | 3.338583 | |
| $P(Z < z)$ 片側 | 0.000421 | |
| z 境界値 片側 | 1.644854 | |
| $P(Z < z)$ 両側 | 0.000842 | |
| z 境界値 両側 | 1.959964 | |

| z-検定：2 標本による平均の検定 | | |
|-------------------|----------|----------|
| 前翌比率 | 準大手 | 中小 |
| 平均 | 0.115406 | -0.03124 |
| 既知の分散 | 0.07444 | 0.16841 |
| 観測数 | 52 | 151 |
| 仮説平均との差異 | 0 | |
| z | 2.905793 | |
| $P(Z < z)$ 片側 | 0.001832 | |
| z 境界値 片側 | 1.644854 | |
| $P(Z < z)$ 両側 | 0.003663 | |
| z 境界値 両側 | 1.959964 | |

(筆者作成)

大手それぞれと変動率の平均値が異ならないという帰無仮説は棄却された(「図表12」)。これは中小監査法人の監査報酬の前任前期(最終年度の1期前)と比較した場合にも、四大・準大手監査法人の場合とは異なっていることを

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）意味する。

これらの当翌比率，前翌比率の平均値の差の検定結果から，新任監査人が中小監査法人である場合の初年度監査報酬額の前任最終年度報酬額からの変動率は，新任監査人が四大・準大手である場合とは有意に異なっており，中小監査法人が新任監査人である場合，監査報酬は四大・準大手が新任である場合よりもより大きい比率で低下する傾向があることを意味する。新任初年度において四大・準大手は初年度監査に要する費用を報酬額に転嫁するが（研究方法 2.4②に該当），準大手は転嫁の程度が四大より小さく，中小監査法人は契約獲得のため転嫁せず報酬額を低く抑えている可能性がある（同 2.4③に該当）。

3.5 監査法人規模別，増減別の当翌比率・前翌比率

前翌比率，当翌比率を新任監査人の監査法人（翌期）の規模で区分し，さらに，それぞれ監査報酬が当期（前任最終年度）と比較して翌期（新任初年度）に増加したケース，減少したケース，同額であったケースごと（当翌比

図表13 監査法人属性別の監査報酬変化率

| 翌期 | 当翌比率 | | | 前翌比率 | | |
|-----|------|--------|----------|------|--------|----------|
| | 件数 | 平均 | 分散 | 件数 | 平均 | 分散 |
| 四大 | | | | | | |
| 増加 | 17 | 31.7% | 0.130478 | 23 | 36.0% | 0.161614 |
| 減少 | 14 | -12.6% | 0.00661 | 9 | -10.8% | 0.009612 |
| 同じ | 1 | - | - | 0 | - | - |
| 準大手 | | | | | | |
| 増加 | 18 | 28.1% | 0.032411 | 32 | 26.1% | 0.059694 |
| 減少 | 30 | -12.0% | 0.008755 | 18 | -13.1% | 0.01717 |
| 同じ | 4 | - | - | 2 | - | - |
| 中小 | | | | | | |
| 増加 | 28 | 17.5% | 0.023019 | 49 | 27.1% | 0.335968 |
| 減少 | 108 | -23.6% | 0.037301 | 87 | -20.7% | 0.027273 |
| 同じ | 15 | - | - | 15 | - | - |

（筆者作成）

率、前翌比率の符号 (+, -, 0) 別に、それぞれの件数および変動比率の平均を示したものが「図表13」である。

すなわち、まず増加・減少の件数に注目すると、監査人異動後に報酬額が増加した場合（当翌比率が正）と減少した場合（同負）の比率は、増加したケースの割合は四大が最も大きく（17/14）、準大手（18/30）、中小（28/108）の順に小さくなる。また、前翌比率（すなわち前任監査人の最終年度の1期前と新任監査人初年度（「翌期」）の報酬額の差額を前期で除した比率）を比較した場合、正（翌期に増加した）の件数は、四大（23/9）、準大手（32/18）ともに減少件数よりも大きくなる。これに対して、中小においては前翌も減少件数の方が多い（49/87）。

つきに変化率を見る。当翌比率につき新任監査人が四大監査法人である場合、前期より報酬額が増加した17件の増加率平均は31.7%である。準大手では前任最終年度よりも監査報酬が増加した18件の増加率平均は28.1%であり、四大を下回る。この傾向は中小監査法人が新任である場合により顕著となり、増加件数は減少件数の4分の1程度、増加率の平均は17.5%と四大を大きく下回る。準大手と中小の減少群の当翌比率平均値は互いに異なるという検定結果となった ($z=4.6166$, $(\alpha=0.05)$)。しかし両者の減少群の前翌比率について有意な差は得られなかった。

前任監査人最終年度は、それまでに比較して監査報酬額が増加している可能性も考えられることから、異動の1期前（前期）と新任監査人の1期目（翌期）も比較した（前翌比率）。その結果、四大は前任の最終年度1期前より増加した件数は23件、減少した件数は9件であり、増加率も36%と前任最終年度と比較した場合（当翌比率）より増加している。

3.6 役員報酬

追加的に新任監査法人の規模別に役員報酬の変化率も見た。役員報酬額の

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）
前任最終年度から新任初年度にかけての変化率平均はいずれも正の値であり、
増加率が最も大きかったのは、準大手で11.7%，次いで四大8.7%，中小3.5
%であった。平均値の差の検定を行ったが、5%有意水準においていずれの
組み合わせについても有意な差があるとの結論は得られなかった。

4. 考察

4.1 「規模に見合った監査対応と監査費用の相当性」

監査人の異動理由として、「当社の規模に見合った監査対応と監査費用の
相当性を検討した」旨の記述が多くみられた。監査費用や監査報酬について
記述しているが、「相当性」というキーワードを用いることが共通している。
これは何を意味するか。

そもそも、監査人の業務は財務諸表監査である。これは公認会計士・監査
法人にのみ認められた業務であり、その専門的能力の発揮には独立性及び第
三者性が重視される。監査対象企業の財務諸表の適正性に対する評価は、第
三者者である会計（監査）専門職によって行われるものであり、その業務内容
は会計専門職のみが担当しうるのである。したがって取締役らは公認会計
士の資格を有し実務経験を有するものでない限り、監査人がどの程度の時間と
監査資源をいかなる監査業務に投入するべきかに関する知識は持たず、その
評価を行うことは不可能なはずである。それにもかかわらず「当社の規模に
見合った監査対応と監査報酬（または監査費用）の相当性を検討」した結果
として多くの企業は四大以外の監査法人との契約に変更している。

これは上場企業の取締役たちが、自社の規模からすれば現任監査人の監査
にかかるコストや当該監査への対応の労力は過重で不要であり、より軽い監
査で十分であると判断したことを意味する。またその結果として現任監査人
よりも軽い監査対応と監査コスト（監査報酬）で済む監査法人を選んだとい
うことである。

4.2 監査報酬の実質的決定権

制度及び理論上、監査は株式会社の株主が取締役を監視する目的で、財務諸表の適正性を公認会計士・監査法人に検証させ、結果を報告させるものである。また取締役が投資者の信頼を得るために自らに制限を課して見せる手段である。監査人の受け取る監査報酬額は、わが国の制度上監査役等の同意を条件とするものの、監視される取締役が実質的に決定することが会社法で規定されている（399条1項）。これは監視者に支払う報酬を監視される者が決定する仕組みとの解釈も可能である。その結果として現在の監査人の報酬額は取締役によって低く抑えられる傾向がある。また、監査人の取締役との交渉力、すなわち監査人が独立した職業的専門家として取締役にあるべき会計処理や表示を示し修正させる際の力関係は、不正による財務報告の重要な虚偽表示を防止発見するという役割の遂行に大きな影響を及ぼすと想像される。

4.3 中小監査法人を上場企業が選ぶこと的前提

上場企業が四大又は準大手監査法人を再任せず中小監査法人を新任監査人として選ぶことは、以前より少ない監査資源を持つ監査人の財務諸表監査を受けることを選択したことを意味する。そのような選択をした理由の説明として「当社の規模に見合った監査対応と監査報酬（費用）の相当性」への言及が、すなわち自社の規模からすれば四大又は準大手監査法人の監査は過剰であり過剰なコストであるという趣旨のコメントが多数を占めている。

このような記述は、実質的には監査人から監査報酬額の大幅な増額を打診された場合を含むと想像されるものの、明示的に監査人から辞退の申し出があった旨が異動理由に示されている場合とは事情が根本的に異なる。すなわち、このような説明の前提には自社に適した監査の程度を取締役・監査役等は客観的に正確に知ることができるという前提がある。これは有価証券報告

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）書において監査人を選択した理由を詳述するようになってきていることから論理的に適切かつ当然であるように見える。しかし、その前提として監査役会等が適切に機能していることが絶対に不可欠な条件として必要となる。そうでない場合には、少なくとも外部から見れば取締役等の暴走の可能性を示唆するものである。これを株主のためという説明で行うとすれば、さらに詐欺的性質の濃い現象となる。

さらに「当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」等の見出しにおいて、監査役会等が監査人を選定した理由を記述するが、それが妥当であるためには内部統制を監査役会等が適正に整備・運用し、かつ、内部統制の状況を的確に自己評価できていなければならない。

内部統制の自己評価の責任は取締役及び監査役にある。それを適切に行うことができているかどうかの第三者による評価は、外部監査人の重要な役割のひとつである。その監査を行う監査人の選択を、不正な動機で虚偽表示を行う可能性のある取締役が行うことは不合理であった。したがって監査人を選ぶ監査役（会）等の役割が非常に重要となる。監査役（会）等が、適切な会計監査人を選び任命するためには監査役会等が実質的に取締役を監督する状態が保たれていなければならない。

4.4 監査人の交渉力

1クライアントからの報酬への依存度は四大法人よりも中小監査法人の方が高い。したがって監査人を四大監査法人から中小監査法人に変更したことによって、監査法人に対する被監査会社の取締役の交渉力は相対的に増したことになる。監査報酬額を取締役が決定するわが国ではなおのことである。監査人が取締役の言いなりになってしまう可能性がより高まることになり、株主にとって好ましいことではない。多くの監査人交代において監査費用は交代前と比較して減少している。これによって株主への配当原資は増えるか

もしれないが、単に取締役が自分の取り分を増やすだけかもしれない。

中小監査法人の方が四大準大手よりも交代後の報酬引き下げ率が大きく増加率が少ないという傾向は、クライアント企業・監査人双方に報酬額が高額になる監査は中小に依頼しないという前提がありそれが完璧に遵守されているならば、問題のない現象である。しかし実際はより安い監査を求めて中小を選んだケースが多いのではないか。

日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会の「監査基準委員会報告書240 財務諸表監査における不正」は、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況の例のひとつとして、経営者の監査への対応を挙げている（付録3(3)）。すなわち、監査の実施に関する経営者の不満が存在する、又は監査証拠に対する監査人の批判的評価や経営者との潜在的な意見の相違などに関して、経営者が監査チームメンバーに不当なプレッシャーを与えることは、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況の一例である。監査対応の相当性を監査人変更の理由として挙げる企業が中小の監査法人を新任監査人とすることは、交渉力の問題と監査への対応の問題の2点において不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を想像させ、部外者の観点からは不安要素でもある。一見すれば謙虚な表現にも見える「当社の規模に見合った監査対応と監査報酬（費用）の相当性」という異動理由はそのようなことも含意するだろう。

4.5 役員報酬

外部からの監視が弱まれば取締役は自分達への配分を増やすかもしれないため、監査人と取締役との交渉力は監査報酬のみならず役員報酬額の変動にも現れる可能性がある。そこで当翌比率、前翌比率ともにマイナス（つまり前任最終年度およびその1期前と比較して、交代後初年度（翌期）の新任監査人への監査報酬額が減少しており）、かつ、役員報酬額は翌期に増加して

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）
いる企業の数を調べた。

その結果、そのような企業（すなわち新任監査人の監査報酬は前任の最終年度及びその1期前よりも減少したが役員報酬額は交代後に増加した企業）が235件中55件存在した。これには監査人から辞任を申し出たケースが3件含まれるが、それ以外は企業側からの申し出による交代である。これらの企業では取締役監視のコストが削減され、かつ、取締役の報酬は増加したことになる。役員報酬は取締役の人数増減や業績等によっても変動するため、必ずしもその増加が取締役による専横の可能性を示唆するものではない。しかし、これらについては監査人交代の生じた当期と翌期の2期間において取締役が自らを縛る手綱でもある会計監査人への支払いを削減したが、自らの報酬は増額した証拠と解釈することもできる。それら55件の新任監査人の規模別分類は、四大2件、準大手12件、中小41件である。なお、準大手12件中9件が1法人でありかつ四大法人からの異動であった。

4.6 規制当局による財務諸表監査に対する監督・検査

金融庁および公認会計士・監査審査会による監査事務所に対する監督や検査の程度が大手・準大手より中小に対するものの方が緩やかであるならば、上場企業が監査人を四大・準大手から中小に変更した流れは合理的である。監査法人に対する規制当局のチェックが弱い方が当該法人の監査を受ける企業にとっても監査対応が楽になることは容易に想像できるからである。コスト削減の必要に迫られた四大監査法人のクライアントであった上場会社の取締役会は、監査人の任期満了にともなう異動はネガティブなシグナルにはならないと判断し、中小監査法人に変更したのかもしれない。

したがって財務諸表監査に対する規制当局の監督や検査は監査法人規模によって強弱があってはならず、かつ監査法人だけを対象としていては意味がない。監査を受ける企業の取締役監督（監査役監査等）の実効性そのものを

評価し評価結果を公表する第三者機関が必要である。それは市場の健全性を維持するための高度な独立性・公平性・第三者性を要する機関でもあるから、日本公認会計士協会が関与するのではなく、金融庁等の規制当局が主体である必要がある。ここで監査のプリンシパルは誰なのかということが問題となる。すなわち監査の品質がなぜ問題となるのかということである。監査法人を対象とする監視はすでに制度化されており、公認会計士・監査審査会は、中小監査法人について上場会社等監査人登録制度を設け、2022年5月に「監査事務所等モニタリング基本方針」を定めている。しかし全ての不適切なケースをこの仕組みが防止できるわけではないだろう。上場企業の監査法人規制をめぐる行われていることは、上場企業の取締役、監査役等、株主、監査事務所、そして規制当局によるレント争奪戦でもある。監査人の異動の増加は、従来行われている彼らのレント争奪戦のプロセスの一部に過ぎないと見ることもできる。いずれにせよ金融庁等の規制当局によるチェックは被監査企業の監査役会等の取締役に対する独立性及び優位性に関する検証にも及ぶ必要がある。またコーポレートガバナンス・コードの遵守状況のチェックがそれに該当するが、現状より実効性を伴うものが必要だろう。

4.7 規制のあり方

多くの上場企業が監査法人を四大から準大手・中小法人に変更した理由をつぎのように解釈することもできるだろう。

上場企業にとって、四大監査法人の監査は煩く対応に手間がかかりコストも高い。取締役にとっては、費用はより安く対応に手間のかからない監査人の方がありがたい。幸いなことに中小監査法人は多数存在する。監査人の交代が珍しくなくなった市場において、企業側が「君たちでなくともよい。代りはいくらでもいる」と監査人に宣告することは容易であろう。

四大監査法人にとって、監査業務はある程度の規模以上の契約でなければ

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）
儲けが出ない。より付加価値の高い、儲けの出やすい業務に人員とリソースを投入したい。儲けの出ないクライアントとは手を切りたい。規制当局は、寡占状態にある監査市場のコントロールに対する責任を果たしている外観を形成する必要があるため、四大から準大手・中小へ流れる企業が増加することは好ましい。これら三者によって、前任より低い報酬額で中小監査法人が上場企業を監査するケースが増大している可能性がある。

したがって規制当局は中小監査法人の検査を強化するのみではなく、中小監査法人を選択している企業の監査役会等の機能の有効性に関しても直接監視を行う必要があるのではないか。

規制当局は監査報酬額を監視し著しく低廉な報酬額による契約に関して、契約当事者双方を監督指導すべきであろう。また上場各社は監査役等の機能の十全性を自らチェックし、監査役等が本当に取締役の暴走を抑止しうる権限を実質的に保有しているかどうか、内部統制を超えた視点から評価を行う必要がある。

おわりに

2021年4月1日から2022年3月31までに提出された臨時報告書の記載に基づいて、以下のことがわかった。監査人を異動させた企業は監査報酬を引き下げることが多い。これは投資者等にとっては取締役を監視するコストが削減されたことを意味する。監査人が異動したケースにつき前任監査人最終年度の監査報酬額と新任監査人初年度の監査報酬額を比較すると、新任初年度（翌期）の監査報酬額は平均で6.58%、金額平均で9.69百万円減少していた。また235件中152件は監査報酬額が減少していた。前任最終年度の1期前（前期）と新任初年度を比較すると平均3.66%の増加、金額平均で1.76百万円の増加となる。今回明らかになった中小監査法人の方が四大・準大手よりも交代後の監査報酬額引き下げ率が大きいという傾向は、クライアント企業・監

査人双方に「監査報酬額が高額になる可能性のある監査は中小監査法人には依頼しない」という前提がありそれが完璧に遵守されているならば問題のない現象であるが、現実にはどうだろうか。

監査人異動後に役員報酬総額は平均で5.94%増加している。翌期が当期より増加した企業が124社、減少した企業数は103社である。交代に伴い新任監査法人への監査報酬額は減少させたが取締役および監査役等の役員報酬額は増加させた企業が1年間の235件の監査人異動のケースのうち55件あった。これらのうち監査人からの辞任申し出のあった3件を除く52件の企業について、取締役は規模に見合った監査対応と監査報酬を求めて監査法人を報酬額のより安い法人に変更しながら自分たちの報酬額は増加させたという見方も可能である。これらは投資者にとってリスクが高いケースとして分類することもできるだろう。

これらの企業の多くは監査人の異動理由を「規模に見合った監査報酬と監査対応の相当性を勘案したため」としている。監査は投資者にとって取締役の行動を監視するための監視機構の一つであり、取締役にとって自らを縛ることで信用を得るためのボンディングコストだとすれば、この行動は自らを縛る手綱を自らの手で緩める行為であるようにも映る。

新任監査人の監査報酬額を減少させ役員報酬額は増加させた52社では監査報酬額のダンピング（ローボーリング）が生じておりかつ監査役会等による取締役への監督・統治が脆弱である可能性がある。それらは1件を除き中小監査法人に交代した企業である。交代理由は規模に応じた監査費用と監査対応の相当性を検討してというものが多い。その前提として「取締役・監査役には自社に適切な監査の程度がわかる」という理解がある。これは監査役等に監査専門職が含まれかつ実質的に取締役を監督できていない限り、取締役の暴走の可能性を示唆するものである。その意味において、「規模に見合った監査対応」は異動の理由として適切な表現と言えるだろうか。また、監査

監査法人の異動に伴う監査報酬額の変動率は監査法人規模によって…（伊藤公一）の費用を節約すると同時に自らの報酬は増額していることの合理性をどのように投資者等に説明しうるだろうか。今後このような傾向が継続する場合、市場全体に対する信任が低下することも懸念される。

参考文献等

- Daniel T. Simon, Jere R. Francis (1988), The Effects of Auditor Change on Audit Fees: Tests of Price Cutting and Price Recovery, *The Accounting Review*, Vol. 63, No. 2 (Apr., 1988), pp. 255-269.
- Zoe-Vonna Palmrose (1986), Audit Fees and Auditor Size: Further Evidence, *Journal of Accounting Research* Vol. 24 No. 1 (Spring 1986), pp. 97-110.
- 金融庁、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WEEK0010.aspx>) に掲載された各企業の臨時報告書および有価証券報告書。
- 公認会計士・監査審査会 (2022), 「監査事務所等モニタリング基本方針—監査品質の持続的な向上の促進—令和4年5月20日」
- 税務研究会 (2018a), 「監査人交代 10年間で約1,000件 本誌 監査人交代に関する調査 (1)」, 『週刊経営財務』, No.3350, 2018年3月12日, 2-3頁。
- 税務研究会 (2018b), 「準大手・中小法人への交代が目立つ 本誌 監査人交代に関する調査 (2)」, 『週刊経営財務』, No.3352, 2018年3月16日, 4-5頁。
- 税務研究会 (2018c), 「148社が複数回交代 3年で交代が最多 本誌 監査人交代に関する調査 (3)」, 『週刊経営財務』, No.3354, 2018年4月9日, 4頁。
- 税務研究会 (2018d), 「交代理由8割が「任期満了」を記載 本誌 監査人交代に関する調査 (4)」, 『週刊経営財務』, No.3357, 2018年5月7日, 4頁。
- 税務研究会 (2018e), 「監査報酬」理由の交代 6割超が報酬減 本誌 監査人の交代に関する調査 (5)」, 『週刊経営財務』, No.3358, 2018年5月14日, 5-7頁。
- 税務研究会 (2019a), 「監査人の交代 再任しない理由の開示を 東証適時ガイドブックを改訂」, 『週刊経営財務』, No.3395, 2019年2月11日, 4頁。
- 税務研究会 (2019b), 「監査人の交代 3年連続の増加「監査期間の長期化」などの理由が目立つ」, 『週刊経営財務』, No.3399, 2019年3月11日, 4-8頁。
- 税務研究会 (2020), 「監査人の交代 2019年は142件 本誌調査 交代の理由が具体的に」, 『週刊経営財務』, No.3445, 2020年2月17日, 5頁。
- 税務研究会 (2021), 「監査人の交代 2020年は前年同数の142件 本誌調査 報酬の理由が最多」, 『週刊経営財務』, No.3497, 2021年3月8日, 5-9頁。
- 税務研究会 (2022a), 「監査人の交代 2021は大手→中小が4割超 本誌調査 (前編) 222件で前年比80件増」, 『週刊経営財務』, No.3551, 2022年4月11日, 6頁。
- 税務研究会 (2022b), 「監査人の交代理由 監査報酬増額が3年連続で最多 本誌調

査(後編)「任期満了」は95%、『週刊経営財務』, No.3552, 2022年4月8日, 4頁。
税務研究会(2023), 「2022年の監査人交代 大手・準大手→中小が50%超 本誌調査
(前編) 231件で最多を更新」, 『週刊経営財務』, No.3604, 2023年5月15日, 13頁。
ダイヤモンド編集部・片田江康夫, 重石岳史, 竹田孝洋(2022), 「特集人気資格「豹
変」の舞台裏 Part1 豹変する会計士・監査法人, Part2 最新! 監査法人ランキング」,
『週刊ダイヤモンド』, 第110巻42号, 2022年12月3日, 26-47頁。
東京証券取引所(2023)『会社情報適時開示ガイドブック(2023年4月版)』。
日本経済新聞電子版(<https://www.nikkei.com>), 次の掲載年月日, 見出しの各記事,
2019年12月7日, 監査法人, 人手不足が深刻 東芝不正会計後に業務増大,
2020年1月14日, 監査法人の交代制見送り 金融庁, 企業負担増に配慮,
2020年1月18日, 監査法人, 10年超継続が7割 交代で質の低下を懸念 味の素68
年, 三井不58年,
2020年2月13日, 米「監査法人の番人」に逆風 PCAOBをSEC吸収,
2020年8月9日, 会計不正5年で3倍, 粉飾や資産流用 統治実効性課題,
2021年3月2日, 監査時間, 10年で2割増 開示拡充や監査厳格化で,
2021年3月31日, 監査法人「ビッグ4」再編の足音 なれ合い防止がカギに,
2021年9月10日, 中小監査人シェア, 2割超に上昇 大手寡占が転機 監査の質,
確保に課題も,
2021年9月24日, 4大監査法人, 21年度3%増収 コロナで作業増加,
2021年12月23日, 金融庁, 監査法人の「登録制」法定化 会計士は最低5人,
2021年12月27日, 東証再編「負担重い」, 中小は非上場に動く MBO 最多,
2022年3月13日, 「50年以上同じ監査法人」上場企業1割 なれ合い懸念, 変更の
動きなお鈍く 平均22年,
2022年4月5日, 中小監査法人, 登録制で選別へ 運用の厳格さがカギに,
2022年5月11日, 改正公認会計士法成立, 監査法人の登録制導入など,
2022年8月20日, 企業の監査法人の交代, 最多の228件 報酬安い中小に,
2022年8月24日, 監査法人を直接監督へ 金融庁, 専門部署を設置,
2022年11月17日, 中小監査法人に統治指針義務付け ずさんな体制にメス 中小に
ついては24年7月から指針の適用を原則義務化,
2023年3月28日, 中小監査法人を厳格審査 会計士協会, 法改正で監視強化。
日本公認会計士協会(2023), 「監査実施状況調査参考資料」(2023年2月17日)。
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会(2023), 「監査基準委員会報告書240
財務諸表監査における不正」(報告書:第8号)最終改正2023年1月12日。